

令和8年度 事業計画書

自 令和8年4月1日 至 令和9年3月31日

I 基本方針

当法人は、重度の障害、医療的ケア又は疾病を有する方とご家族が、地域社会において尊厳を保持しつつ、安心して自立した生活を営むことができる社会の実現を目的として設立された。令和8年度は設立初年度として、公益認定の取得を見据え、(1) 法人運営基盤（ガバナンス・諸規程・区分経理）の確立、(2) ICT支援基盤の設計・整備、(3) 重度ケアに関する研究・体系化と研修事業の立ち上げ、(4) 医療・福祉・教育・行政・研究機関との連携体制の構築を重点課題として取り組む。いずれの事業も、特定の個人・法人・団体の利益を目的とせず、重度障害児者、医療的ケア児者、ご家族、支援者及び地域社会全体の利益に資する公益的活動として実施する（定款第3条）。

II 事業計画

1 重度ケアに関する研究・体系化事業（定款第4条第1項第1号・第10号）

- (1) 重度訪問介護・医療的ケアに関する支援技術、手法及び支援モデルの収集、整理及び体系化に着手する。
- (2) 重度障害児者・医療的ケア児者及びその家族の生活実態、支援ニーズ及び地域資源に関する基礎調査を企画し、調査設計を行う。

2 ICT支援基盤の整備事業（定款第4条第1項第2号～第4号）

- (1) 身体状態、生活状況、バイタル、医療的ケア記録、支援記録、発達・成長記録等を体系的に記録・共有・活用するICT支援基盤の要件定義及び基本設計を行う。
- (2) 情報セキュリティ規程及び個人情報保護規程に基づく安全管理体制（アクセス権限管理、同意取得、委託先管理等）を設計し、試行運用の準備を行う。
- (3) 支援者と利用者のマッチング、多職種連携及び地域資源の共有に資する連携プラットフォームの構想を取りまとめる。

3 研修・教育啓発事業（定款第4条第1項第5号・第7号）

- (1) 重度訪問介護、医療的ケア、家族支援等をテーマとする研修会・講習会を企画し、年度内に〇回程度開催する。
- (2) 支援者向けの教材・指導マニュアル等の制作に着手し、順次公開する。

4 相談・情報提供事業（定款第4条第1項第9号）

- (1) 介護事業所、福祉事業所、医療機関、従事者、ご家族、当事者及び一般市民からの相談に応じる相談窓口を開設し、助言及び情報提供を行う。

5 連携・協議会運営事業（定款第4条第1項第8号）

- (1) 医療機関、訪問看護ステーション、研究機関、大学、自治体、障害福祉サービス事業所、社会福祉法人、NPO法人その他関係機関との連携体制を構築し、共同研究及びエビデンス構築に向けた協議を開始する。

6 法人運営

- (1) 社員総会及び理事会を定款の定めに従い開催し、適切なガバナンスを確保する。
- (2) 会員規程、役員報酬等支給基準、個人情報保護規程、情報セキュリティ規程、利益相反管理規程、寄附金等取扱規程その他必要な規程を整備する（定款第50条）。
- (3) 公益法人会計基準に準拠した区分経理の体制を整備し、情報公開を推進する（定款第44条・第48条）。
- (4) 公益認定申請に向けた準備（事業の公益性の整理、認定基準への適合性の確認等）を進める。

本事業計画書は、定款第42条の規定に基づき、令和〇年〇月〇日開催の理事会において承認されたものである。